主 本件抗告を棄却する。 抗告費用は抗告人の負担とする。 理 由

抗告人は「原決定を取消す。原決定末尾目録記載の不動産に対し、競売手続を開始する」との裁判を求め、右申立の理由の要旨は、抗告人は、相手方所有のついるでは、、相手方所有のついるでは、、原審にところ、原本に基を競売の申立をなしたところ、原本による差押のでいたが、原本に基でであるでは、の本件競売の申立を却下したけれども、貸借関であるでいるを有する民間人としては、有変転極まりない社会事情に即してなされを消費を有する民間人としては、有変転極まりない社会事情に即してなる、海域を有する民間人としては、有変を表しているを表しては、の本件競売の申立は、というに帰納がら、これを即を促進するためにも、がら、本件不動産に対し、既に、松江市において、市税滞納であるのに拘らず、本件不動産に対し、既に、松江市において、市税滞納がら、として、差押をなした事実がある以ぐ要旨〉上、抗告人が主張するような理由を以て、更に、競売手続を開始することができないことは論を俟たない。としても、更に、競売手続を開始することができないことは論を俟たない。としても、更に、抗告人の本件競売の申立を却下せる原決定はまことに相当で、抗告はその棄却を免れない。

よつて、民事訴訟法第四一四条、第三八四条第一項、第八九条により、主文のと おり決定をする。

(裁判長判事 平井林 判事 藤間忠顕 判事 組原政男)